

障がい者のための職業訓練 インターンシップコース受講者募集

就職を希望する事業所内において、その仕事に必要な『知識』や『技能』を身につけ、採用を目指したい障がい者の方を**募集**します。

訓練期間中は、山形職業能力開発専門校、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所及び障がい者支援機関などがチームを作り、受講者のスキル習得をサポートします。

事業所名	社会福祉法人 <small>恩賜財団</small> 済生会支部山形県済生会
訓練会場	特別養護老人ホーム ながまち荘 住所： 山形市長町751番地 ※下欄の「地図」を参照ください 電話： 023-684-2391
訓練内容	リネン交換、車椅子清掃、トイレの清掃、施設内外の環境整備等 ※作業する場所は、下欄の「写真」をご参考ください。 ※詳しくは、本校（電話023-644-9227）にお問い合わせください。
訓練時間	基本時間 午前9時～午後1時（4時間） ※相談に応じます。



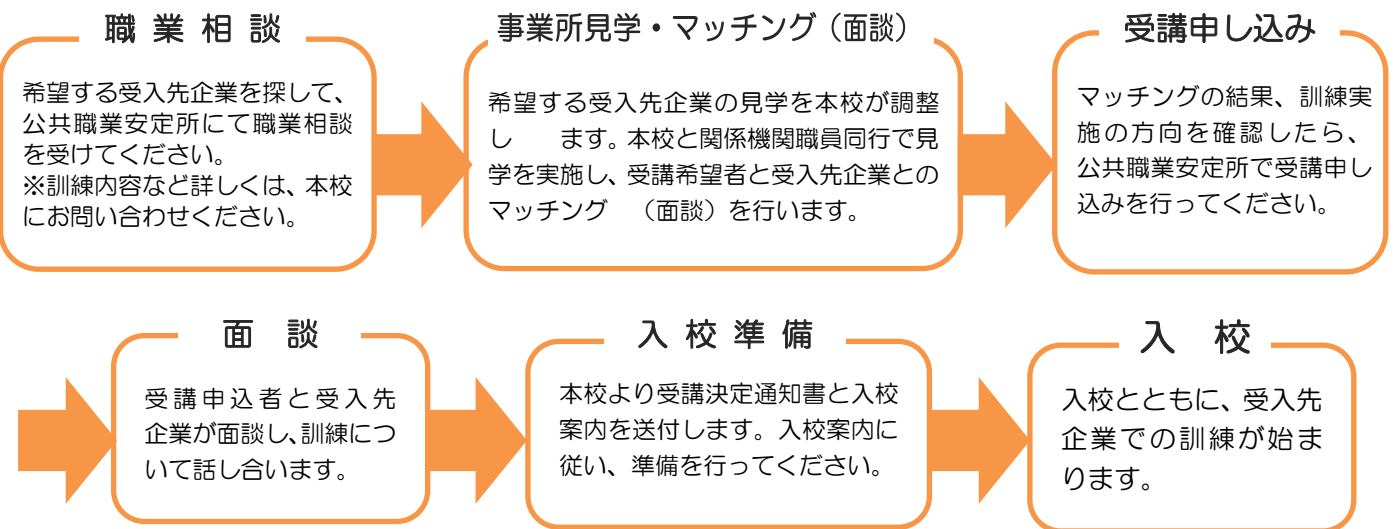
山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄二丁目 2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

お問合せ先



訓練期間	1か月～4か月（1か月あたり60時間以上） ※相談のうえ設定します。
訓練開始時期	受講希望者及び事業所と相談のうえ決定します。
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている障がいのある方で、希望する事業所での就労に必要な技能、知識を習得して就職を目指し、公共職業安定所長のあっせん（受講指示、受講推薦又は支援指示）を受けた方
受講料	受講料は 無料 です。 ただし、職業訓練生総合保険料（1か月1,900円）、訓練会場までの交通費、昼食代等の費用は自己負担となります。 ※訓練ですので期間中は、受講者への給与の支払いはありません。
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所で職業相談のうえ、お申込みください。

インターンシップコースの流れ（例）



◆ 留意事項 ◆

- 1 障害によっては、事業所にて訓練できない不可能な場合もあります。公共職業安定所での職業相談、本校への問い合わせ及び事業所見学等により確認ください。
- 2 訓練の実施にあたっては、事業所の登録が必要となりますので、登録していない事業所での訓練を希望する場合は、問い合わせ等しますので、本校までご連絡ください。
- 3 県の予算上限等を上回る場合は、訓練を実施できない場合がありますので、予めご承知ください。
- 4 年度をまたぐ訓練は実施できませんのでご了承ください。
- 5 その他、ご不明な点は本校（電話023-644-9227）までお問い合わせください。

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桜町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。
訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。